

平成29年9月11日

## 特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組について

～キャッシュカードによるATMでのお振込を一部利用制限させていただきます～

京都信用金庫（理事長 増田 寿幸）は、「還付金詐欺」など特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組を強化するため、平成29年11月8日（水）から、70歳以上のお客様を対象に、当金庫のキャッシュカードによるATMでのお振込を一部制限させていただきますのでお知らせいたします。

このたびの利用制限は、キャッシュカードによるお振込に不慣れなご高齢のお客様を言葉巧みにATMに誘導し、大切なご預金を振り込ませる「還付金詐欺」や「振り込め詐欺」の被害が急増している中、このような被害を少しでも防ごうとする取組です。

対象となるお客様にはご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 対象となるお客様

直近3年以上、当金庫のキャッシュカードによるATMでの「お振込」のご利用がない70歳以上のお客様

#### 2. 利用制限の内容

対象となるお客様のキャッシュカードによるATM振込機能を停止させていただきます。

※キャッシュカードによる「お預入れ」や「お引出し」は、従来どおりご利用いただけます。

#### 3. 利用制限開始日

平成29年11月8日（水）

#### 4. その他

- ・対象となるお客様で、キャッシュカードによるATMでの「お振込」を希望される場合は、当金庫の営業時間内にお取引店の窓口にお申し出ください。所定の手続きにより対応させていただきます。

以上